

(様式第3号)

入居・入居予定申立書

令和 年 月 日

宇部市長様

申立者（住宅用家屋証明申請者）

住所 _____

（署名）
氏名 _____

この度、私が建築、又は取得しました下記の家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

家屋の表示	所在地	宇部市
	家屋番号	
家屋の住居表示		宇部市
入居又は入居予定年月日		令和 年 月 日
現在の家屋の処分方法等		
入居が登記の後になる理由		
住民票の転入手続が遅れている理由		

住宅用家屋証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、登録免許税の追徴を受けても異議ありません。

<備考>

- 1 この申立書は、住宅用家屋証明の申請者(所有者)が証明申請時に新築、又は取得した家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませていない場合に、申請書とともに提出してください。
- 2 「家屋の住居表示」の欄には、住居表示の実施されている区域内に当該家屋が建築されている場合のみ、その住居表示を記載してください。
- 3 「入居又は入居予定年月日」の欄には、申請者(所有者)が当該家屋に入居済みである場合は、その入居年月日を、未入居である場合は、入居予定年月日を記載してください。
- 4 「現在の家屋の処分方法等」の欄には、申請者(所有者)が当該家屋に未入居の場合に、証明申請時に居住している家屋(以下「現住家屋」という。)の処分方法等を具体的に記載し、その場合に応じ、次のような書類又はその写しを申立書に添付してください。
 - (1) 現住家屋を売却する場合
当該現住家屋の売買契約(予約)書、媒介契約書等売却することを証する書類及び申請者(所有者)がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し
 - (2) 現住家屋を賃貸する場合
当該現住家屋の賃貸借契約(予約)書、媒介契約書等賃貸することを証する書類及び申請者(所有者)がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し
 - (3) 現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舎、寮等の場合
申請者(所有者)と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等、現住家屋が当該申請者(所有者)の所有する家屋ではないことを証する書類及び当該申請者(所有者)がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し
 - (4) その他、現住家屋に証明申請者の親族が住む場合等
当該親族の申立書等、現住家屋が今後、当該申請者(所有者)の居住の用に供されるものではないことを証する書類及び当該申請者(所有者)がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し
- 5 「入居が登記の後になる理由」の欄には、申請者(所有者)が当該家屋に未入居の場合に、当該家屋への入居が登記の後になる理由を具体的に記載し、入居が登記の後になることを証明する次のような書類又はその写しを申立書に添付してください。
 - (1) 資金を借りるための抵当権設定を急ぐ等、登記を入居の後に遅らせることのできない場合
当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書又は当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し
 - (2) 前住人が未転出であること、本人又は家族の病気等やむを得ない事情により登記までに入居できない場合
前住人と申請者(所有者)又は宅建業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し、治療期間が記載された医師の診断書の写し等やむを得ない事情を明らかにする書類
- 6 「住民票の転入手続の遅れている理由」の欄には、申請者(所有者)が当該家屋に入居済みであるが、住民票の転入手続がなされていない場合に、その理由を具体的に記入してください。